

3. 群馬県における公有財産管理の概要

(1) 群馬県における公有財産管理の概要

公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱いについての必要な事項は、「群馬県公有財産事務取扱規則」(以下「規則」という。)に定められている。これは、昭和61年3月31日に規則第9号として公布されたものである。総則、取得、管理、処分、有価証券の出納、公有財産台帳等、補則の全7章及び附則から成り立っている。

「群馬県公有財産事務取扱規則」(概略)

- 第1章 総則(第1条から第12条).....趣旨(第1条)、用語の意義(第2条)など
- 第2章 取得(第13章から第23条).....代金の支払(第15条)、取得の手続(第16条)、建物の新築又は増築(第19条)、建物の改築又は移築(第20条)など
- 第3章 管理(第24条から第52条).....管理(第24条)、所掌換え(第26条)、分掌換え(第27条)、行政財産の用途の変更及び廃止(第30条)、使用許可の手続(第35条)、普通財産の貸付け(第42条)など
- 第4章 処分(第53条から第57条).....処分の手続(第53条)など
- 第5章 有価証券の出納(第58条から第59条)
- 第6章 公有財産台帳等(第60条から第64条).....公有財産台帳の整理(第60条)など
- 第7章 補則(第65条から第66条)
- 附則 昭和61年4月1日から施行。最終改正は平成21年2月17日。

その他に群馬県の公有財産に関する規程としては以下のものがある。

公有財産の取得又は処分に関するもの

- 「群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」.....自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約、財産の取得又は処分について規定されている。

行政財産の使用許可に関するもの

- 「群馬県行政財産使用料条例」(以下「使用料条例」という。).....自治法第228条の規定に基づき、行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めている。
- 「行政財産使用許可事務取扱要領」.....規則第66条の規定に基づき、公有財産に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めている。この要領で定める事項は、自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可に関し、使用料条例及び規則に定めがあるものの具体的な取扱い基準を示すとともに、条例及

び規則に定めはないが事務の執行に際し必要な取扱いの基準を定めている。

普通財産の貸付に関するもの

- 「普通財産貸付事務取扱要領」……普通財産の貸付事務の取扱（貸付方針等）に関して定めている。
- 「普通財産貸付料算定基準」……普通財産の土地及び建物の貸付料の算定基準について定めている。
- 「群馬県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」……財産の交換、譲与、無償貸付等に必要な事項を定めている。

借受財産に関するもの

- 「借受財産事務取扱要領」……借受財産事務の分掌及び借受の手続等について定めている。

公有財産台帳に関するもの

- 「公有財産台帳記載要領」……規則第 60 条の規定により管財課長及び公有財産の分掌者が備えておくべき公有財産台帳の作成及び記載に関して必要な事項を定めている。
- 「公有財産台帳評価額算定要領」……規則第 60 条の規定に係る公有財産台帳に登載する評価額について、必要な事項を定めている。

管理に関するもの

- 「群馬県議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用等に関する条例」……県が設置する公の施設のうち、その廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の承認を経なければならないものについて定めている。
- 「境界標柱設置要領」……規則第 25 条の規定に基づき、県有地とその隣接土地との境界確定及び境界標柱の設置について定めている。
- 「群馬県道路占用料徴収条例」……道路法第 39 条の規定に基づき、県が道路の占用を許可した者から徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定めている。

県有地の有効利用に関するもの

- 「県有地利用検討委員会設置要綱」……県有地の有効利用を図るため、県有地利用検討委員会を設置しており、この構成員、所掌事務等に関して規定している。（なお、詳細は第 2.5. 県有地利用検討委員会について参照）

（ 2 ） 公有財産台帳の管理について

公有財産の管理については、規則において下記のとおり規定されている。

行政財産に関する事務は原則として各所管部局が所掌し（規則第 5 条）、普通財産に関する事務は原則として総務部が所掌する（規則第 6 条）。

各担当部局では、公有財産に関する事務の担当者を定め、各担当者は、以下の事務を取り扱うものとする（規則第 8 条）。

- 公有財産に関する台帳の整備及び保管に関すること
- 公有財産に関する書類、関係図面その他資料の整備及び保管に関すること
- 境界標の設定状況その他の現状の把握に関すること
- その他公有財産の取得、管理及び処分に関する事務

また、管財課長は、原則として公有財産について公有財産台帳を常に整理し、当該公有財産の状況を明らかにしておかなければならず（規則第 60 条第 1 項）、分掌者は、その分掌する公有財産について、公有財産台帳を常に整理し、当該公有財産の状況を明らかにしておかなければならない（規則第 60 条第 2 項）。

さらに、分掌者は、財産台帳付属図面その他の資料を備えておかなければならない（規則第 60 条第 4 条）。

（ 3 ） 公営企業会計基準の適用について

地方公営企業法（以下「地公企法」という。）は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務等に関する措置を定めており、この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業に適用されるほか、財務に関する規定等は病院事業にも適用される（地公企法第 1 条、第 2 条）。

これらの事業には、公営企業会計基準が適用される。地方公営企業は、一般会計等において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入で経費を賄わなければならないとされており、一般会計で行うサービスが税収入をその主たる財源としていることと異なっている（地公企法第 17 条）。

公営企業会計基準では、発生主義が採用され、複式簿記により記録される（地公企法第 20 条、地方公営企業法施行令第 9 条）。これにより、減価償却も減価償却を行う

べき日の属する年度の費用として計上されることとなる（地方公営企業法施行令第11条第2項）。

なお、県では、企業局及び病院局が当該公営企業会計基準を採用している。

地方公営企業法では、管理者は毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない（地公企法第30条第1項）、その後監査委員の審査を受け（地公企法第30条第2項）、監査委員の意見を付して、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないとされている（地公企法第30条第4項）。

（4）企業局及び病院局の固定資産管理について

企業局及び病院局には地公企法が適用される。地公企法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務等に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的としている。なお、この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法等に対する特例である。

企業局及び病院局には規則等の適用はなく、企業局及び病院局では独自の規程を制定している。

企業局

「群馬県企業局財務規程」が主たる規程であり、固定資産の定義その他取得に関する規程等が定められている。その他、「群馬県企業局行政財産使用許可事務取扱要領」、「群馬県企業局行政財産使用料徴収規程」、「群馬県企業管理者の管理する財産の交換、譲与、無償貸付等に関する規程」がある。

病院局

「群馬県病院局財務規程」が主たる規程であり、固定資産の定義その他取得、管理及び処分、減価償却等に関する規程が定められている。その他、「群馬県病院事業の設置等に関する条例」、「群馬県病院局行政財産使用料徴収規程」、「病院管理者の管理する財産の交換、譲与、無償貸付等に関する規程」、「群馬県病院局公舎管理規程」、「群馬県病院局専門機関の施設等管理規程」がある。